

# 個人型 DC に関する お客様の質問への回答法

Q1~Q4: 社会保険労務士 菊川久啓 Q5~Q8: ライフアセット  
コンサルティング CFP® 菱田雅生

Q9~Q13: 1級 DC プランナー  
AFP 森本泰生 Q14~Q18: 塩川治明

■制度に関するお客様の質問①■  
確定拠出年金って何？  
公的年金などその他の  
年金制度とどう違うの？



Q1

制度では、国や企業が年金資産を運用します。運用成績が低迷したとしても、国や企業が不足分を負担してあらかじめ定められた給付額（年金等）を加入者に支給する仕組みです。国や企業が運用リスクを負担し、必要な保険料や掛金を数率的に決定する——これらの

制度は「確定給付型」といわれます。

このように、DCが確定給付型年金と大きく異なる点は、運用リスクを加入者・運用指図者である個人が負うか、国・企業が負うかということ。すなわち、DCを利用した場合は、上手に運用ができれば給付額は増加し、反対に運用がうまくいかなければ給付額は減少してしまいますので、加入者・運用指図者である個人は投資運用についての修練が求められます。

■個人の運用で給付が決まる

確定拠出年金（以下、DC）では、個々の加入者の積立資産が区分管理されていて、加入者（掛金の拠出と運用を行う人）および運用指図者（掛金の拠出を行わず自己の資産について運用のみを行う人）が直接運用を指図します。その運用成績に応じて将来受給できる給付額が増減する仕組みです。

一方、公的年金や厚生年金基金、確定給付企業年金などの年金

▼このように答えてみよう



■制度に関するお客様の質問②■  
制度が変わってだけでも  
DCに加入できるよにな  
ったと聞いたけど…



Q2

A DCには、企業が従業員向けに導入する「企業型DC」と個人が任意で加入する「個人型DC」の2種類があります。平成29年1月に施行された改正確定拠出年金法により、個人型DCの加入対象者が拡大されました。

■専業主婦や公務員も対象に

従前は、自営業者等（国民年金の第1号被保険者）と、会社員

●国民年金の加入形態と加入者

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者等で、厚生年金保険に加入していない人
第2号被保険者	民間の会社員や公務員等で、厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	専業主婦等で、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

（第2号被保険者）のうち勤務先に企業年金のない人が個人型DCの加入対象でしたが、改正後は専業主婦（第3号被保険者）や公務員（第2号被保険者）等が加わっています。また、勤務先に企業年金（企業型DCを含む）がある会社員も一定の条件下で加入できるようになりました。

個人型DCの加入対象年齢は、国民年金と同様20歳以上60歳未満です。ただし第2号被保険者については、厚生年金保険の被保険者であれば20歳未満でも加入できます。ちなみに、企業型DCの加入対象は全従業員とするのが原則です。企業の規約に定めがあれば、60歳以上でも引き続き勤務する場合は最長65歳になるまで加入することが可能です。

■制度に関するお客様の質問③■  
主人が会社で加入している  
DCと専業主婦の私が加入  
できるDCは同じなの？



Q3

A この質問者の夫は、勤務先が導入している企業型DCに加入しています。しかし、質問者自身は専業主婦であり、DCに加入する場合は個人型になります。夫が加入している企業型DCと質問者が加入できる個人型DCとは、いくつか異なる点があります。

企業型DCでは、各導入企業が定める規約でDCに加入するかどうかの選択制が認められている場合を除き、DCへの加入は強制されます。拠出額も規約に基づき決められます。選択制とは、DCに加入するかどうかを従業員自身が決められることをいいます。また、企業型DCでは基本的に事業主が掛金を拠出します。ただし、制度上従業員自身が追加で拠出すること（マッチング拠出とい

う）も認められています。マッチング拠出の導入は企業によって異なり、マッチング拠出を導入している企業でもそれを行うかは従業員の任意です。一方、個人型DCについては、加入が任意であり、拠出額も限度額の範囲内で加入者が任意で決めることができます。

■個人型の費用は加入者負担

DCは、加入者・運用指図者の記録管理や運用指図の仕組みづくりに大きな投資が必要であり、運営に関する事務費などの費用がかかります。それらの費用負担は、企業型DCでは各導入企業の規約で企業あるいは加入者のどちらかが負担することを定めています。個人型DCでは加入者等が負担することになります。